

新たな「やまなし子ども・若者育成指針」策定にあたっての基本方針

1 策定の背景

次代を担う子ども・若者の健全育成は、地域社会における重要な課題である。

国においては、平成22年4月1日に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同法第8条第1項に基づく国の大綱である「子ども・若者ビジョン」により、子ども・若者の育成支援施策に対する基本方針が示された。さらに、平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の策定から5年を経過したことを受け、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定された。

県では、昭和60年に策定された「山梨県青少年育成行動計画」以来、「やまなし青少年育成指針」、「やまなし子ども・若者育成指針」と名称を変えながら本県の子ども・若者の育成支援に係る指針を定め、様々な施策を行ってきた。直近では、平成27年4月から令和2年3月までの5年間を推進期間とする「やまなし子ども・若者育成指針」を策定し、子ども・若者の育成支援施策を推進してきた。

しかし、子ども・若者を取り巻く社会環境の著しい変化に伴い、スマートフォン、インターネット等の普及による犯罪被害、不登校やニート、ひきこもりなど自立に関わる問題、子どもの貧困、児童虐待など複雑な家庭環境を抱えた子ども・若者の存在、薬物乱用、いじめ・暴力行為などが深刻な社会問題となっている。

子ども・若者をめぐる諸問題に対する取り組みを明らかにし、家庭・学校・地域・企業・行政等県民が連携を強め、一体となって子ども・若者の健全育成を総合的かつ計画的に推進するため、新たな「やまなし子ども・若者育成指針」を策定する。

2 位置づけ

「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成と自立への支援について、5年間を目途とした基本目標及び目標の

実現に向けた具体的な施策や推進体制などについて定める。

3 推進期間

当指針の推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

4 計画の対象

基本的には人格形成の出発点である0歳から30歳未満までの期間を対象とする。

ただし、施策の内容によっては、40歳未満までを対象とするなど、必要に応じ年齢に幅を持たせ柔軟に対応する。

5 指針策定の体制

- 山梨県青少年問題協議会から意見をいただくとともに原案を検討する。
- 指針策定にあたり、子ども・若者の意識等の把握は、平成30年度に実施した「子ども・若者の意識と行動に関する調査」を利用する。
- 指針策定にあたり、素案段階で山梨県ホームページ等によりパブリックコメントを行い、県民からの意見・要望を収集する。
- 指針については、庁議に付し、承認を得る。
- 指針案の調整については、関係各課による幹事会で行う。